

手話言語法制定を求める意見書

ろう者は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っている。

我が国の手話は明治時代につくられ、ろう者の間で大切に受け継がれ発展してきた。ところが、ろう学校では口話法が用いられるようになり、手話の使用が事実上禁止されるに至った経過がある。

その後、国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約で、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、我が国においても、平成23年8月に成立した改正障害者基本法で「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

しかし、この法律には「可能な限り」という留保がついているため、ろう者が手話で生活する権利を守るには不十分である。また、手話に対する理解が不十分なことから、日常生活、社会生活を送る上での苦労や、偏見及び差別の原因となっている。

ろう者とろう者以外の国民が互いに理解し合い、共生できる社会を築くためには、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広めるとともに、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、ろう者が自由に手話を使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備が必要である。

よって国においては、この実現のため「手話言語法（仮称）」を制定することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月26日

三浦市議会議長 岩野匡史

意見書提出先

内閣総理大臣／総務大臣／文部科学大臣／厚生労働大臣